

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 定数及び事務局（第2条・第3条）
- 第3章 処理場（第4条―第7条）
- 第4章 焼却場等（第8条―第11条）
- 第5章 技術管理者の資格（第11条の2）
- 第6章 余熱利用施設（第12条―第19条）
- 第7章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、穂高広域施設組合（以下「組合」という。）し尿処理場（以下「処理場」という。）、じんかい焼却場及び不燃物処理場（以下「焼却場等」という。）並びに余熱利用健康保養施設（以下「余熱利用施設」という。）の管理、運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）組織市町村 安曇野市、池田町、松川村、生坂村、筑北村及び麻績村をいう。ただし、第4条及び第5条においては、麻績村を除く。
- （2）廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- （3）組織市町村条例 法の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関して、組織市町村が必要な事項を定めた条例をいう。
- （4）一般廃棄物 法第2条第2項に規定する廃棄物をいう。
- （5）家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
- （6）事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じる一般廃棄物をいう。

第2章 定数及び事務局

（職員）

第2条 この条例で職員とは、常時勤務する職員（常勤の特別職の職員及び臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(定数及び事務局)

第3条 職員の定数は、25人以内とする。

2 この組合に事務局を置き、事務局の中には次の係を置く。

庶務係

衛生管理係

環境第1係

環境第2係

余熱施設係

第3章 処理場

(名称、位置及び処理)

第4条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| | |
|----|--------------------------|
| 名称 | 穂高広域施設組合穂高クリーンセンターし尿処理施設 |
| 位置 | 長野県安曇野市穂高北穂高1589番地2 |

2 この処理場で処理することができる一般廃棄物は、組織市町村の区域内（以下「区域内」という。）から排出される、し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設及び林業集落排水施設の汚泥とする。

(使用)

第5条 この処理場を使用することができる者は、組織市町村条例に基づく組織市町村の長（以下「市町村長」という。）の許可を受けた者で、管理者が使用を許可した者とする。

(手数料)

第6条 この処理場の手数料は、別表第1に規定する料金により算定した額とする。

2 前項の規定により算定した手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 管理者は、その他の特別な理由があると認めるときは、処理場の手数料を減免することができる。

4 処理場への搬入距離に係る遠近の格差の是正は、別に定めるところによる。

(使用制限)

第7条 管理者は、処理場の管理上必要のある場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、処理場の使用を制限することができる。

(1) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に不適切と認めるとき。

第4章 焼却場等

(名称、位置及び処理)

第8条 焼却場等の名称及び位置は、次のとおりとする。

| | |
|----|--------------------------|
| 名称 | 穂高広域施設組合穂高クリーンセンターごみ処理施設 |
| 位置 | 長野県安曇野市穂高北穂高1000番地 |

| | |
|----|---------------------------|
| 名称 | 穂高広域施設組合穂高クリーンセンター不燃物処理施設 |
| 位置 | 長野県安曇野市穂高北穂高1000番地 |

2 この焼却場等において処理することができる一般廃棄物は、区域内から排出される、焼却及び処理が可能な廃棄物とする。

(使用)

第9条 この焼却場等を使用することができる者は、組織市町村直営のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区域内に住居を有し、かつ自ら家庭系一般廃棄物を焼却場等に搬入する者
- (2) 区域内に事務所等を有し、かつ自ら事業系一般廃棄物を焼却場等に搬入する者
- (3) 組織市町村から委託を受けた者
- (4) 組織市町村条例に基づく市町村長の許可を受けた収集運搬等を業とする者であって、管理者が使用を許可した者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特別な理由があると認めた者

(手数料)

第10条 この焼却場等に一般廃棄物を搬入するときの手数料は、別表第2の規定に基づき算定した額を徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 前条第1号に規定する者が、組織市町村が指定する「もえるごみ専用の袋」を使用して、自ら家庭系一般廃棄物(可燃ごみに限る。)を焼却場等に搬入する場合
- (2) 前条第3号に規定する者が、集積所に出された家庭系一般廃棄物を収集し、自ら焼却場等に搬入する場合

2 算定した手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 前条第5号に規定する者が、自ら焼却場等に搬入する場合の手数料は、その都度協議してこれを定める。

4 管理者は、その他特別な理由があると認めるときは、焼却場等の手数料を減免することができる。

(使用制限)

第11条 管理者は、焼却場等の管理上必要がある場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限することができる。

- (1) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に不適切と認めるとき。

第5章 技術管理者の資格

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第11条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第6章 余熱利用施設

(名称及び位置)

第12条 余熱利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| | |
|----|---------------------|
| 名称 | 穂高広域施設組合あづみ野ランド |
| 位置 | 長野県安曇野市穂高北穂高995番地 1 |

(使用の許可)

第13条 余熱利用施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められるとき。
- (2) 余熱利用施設の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他、管理者が適当でないと認めるとき。

(使用料の納付)

第14条 余熱利用施設を使用する者は、使用開始前までに使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第3のとおりとする。

(使用料の減免)

第15条 管理者は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第16条 すでに納入された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料を還付することができる。

- (1) 天災等の理由により、その使用が全くできなくなったとき。
- (2) その他、管理者が特に還付すべき理由があると認めたとき。

(賠償責任)

第17条 使用者が、施設備品、器具等をき損又は滅失したときは、管理者の指示によりこれを弁償又は現状に復さなければならない。ただし、管理者が損害を賠償させることが適当でないと認めるときはこの限りではない。

(指定管理者による管理の代行等)

第18条 管理者は、余熱利用施設の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に余熱利用施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用の許可及び制限に関する業務
- (3) 原状回復に係る業務
- (4) 上記業務に付随する業務
- (5) その他余熱利用施設の管理上、管理者が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に定めるもののほか、休館日、使用時間その他規則で定める管理の基準に従って余熱利用施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者による管理の場合の読替え規定等)

第19条 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第13条から第16条までの規定中「管理者」とあるのは、「指定管理者」と読替えて適用する。

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつて、指定管理者が利用料金を自己の収入とする場合は、第14条から第16条までの規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読替えて適用する。

3 前項の利用料金は、指定管理者が管理者の承認を得た額とする。

第7章 雑則

(督促及び延滞金の徴収)

第20条 管理者は、第6条及び第10条に規定する手数料を規則に定める納期限までに納付しない者があるときは、督促状、又は納付命令書により督促し、延滞金を徴収するものとする。

2 前項の督促及び延滞金の徴収に関しては、安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（平成17年安曇野市条例第86号）の規定を準用する。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成4年2月1日から適用する。

附 則（平成5年12月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の焼却場使用に係る料金から適用し、同日前の焼却場使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成6年2月1日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月12日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月6日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条第1項及び第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の処理場及び焼却場等使用に係る手数料から適用し、同日前の処理場及び焼却場等使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月26日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条及び別表第1の規定は平成13年10月1

日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後の処理場及び焼却場等使用に係る手数料から適用し、同日前の処理場及び焼却場等使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の焼却場等使用に係る手数料から適用し、同日前の焼却場等使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月7日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年10月1日条例第2号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月20日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の処理場の使用に係る手数料から適用し、同日前の処理場の使用に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年2月24日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の処理場の使用に係る手数料から適用し、同日前の処理場の使用に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年10月26日条例第2号)

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月21日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行し、同日以後の処理場及び焼却場等の使用に係る手数料から適用する。

附 則 (令和元年7月12日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行し、同日以後の処理場及び焼却場等の使用に係る手数料から適用する。

附 則（令和2年3月6日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月6日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の穂高広域施設組合管理条例の規定に基づくじんかい処理場及び不燃物処理場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和4年11月30日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の穂高広域施設組合管理条例（以下「管理条例」という。）の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 改正前の管理条例別表第3（以下「別表第3」という。）に規定する、温水プール3ヶ月定期券（以下「プール定期券」という。）並びに温水プール及び浴室回数券（以下「プール回数券」という。）は、令和4年12月29日をもって廃止する。
- 4 改正前の別表第3に規定する、温水プール1人1回券並びに温水プール及び浴室1人1回券は、令和5年3月31日をもって廃止する。
- 5 プール施設の使用期限は令和5年3月31日までとし、この条例の施行日をもってプール施設は廃止する。

（経過措置）

- 6 改正後の別表第3に規定する余熱利用施設使用料（以下「使用料」という。）については、この条例の施行日以後から適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。
- 7 既納の使用料は還付しない。ただし、プール定期券及びプール回数券に未使用分があったときは、令和5年3月31日までに申請した場合に限り、使用料を還付することができるものとする。
- 8 前項の規定により、使用料の還付申請があったときは、プール定期券にあつては、既納額を使用可能日数で除したのち、未使用日数を乗じて算定した金額を還付するものとし、回数券にあつては、既納額を11で除したのち、未使用分を乗じて算定した金額を還付するものとする。ただし、算定した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 9 この条例の公布日以後、管理者が特に必要と認めた期間においては、浴室又は体育館の使用

を中止することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の規定は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の穂高広域施設組合管理条例（以下「管理条例」という。）別表第3の規定は、令和7年3月1日以後の余熱利用施設の使用料から適用し、令和7年2月28日までの使用料においては、なお従前の例による。
- 3 令和7年3月1日から令和7年8月31日までの間に限り、改正後の管理条例別表第3（以下「別表第3」という。）に規定する浴室1人1回券高校生以上550円及び浴室1人1回券中学生550円は、それぞれ450円と読替える。
- 4 改正後の別表第3に規定する浴室回数券に限り、穂高広域施設組合あづみ野ランド管理規則（平成8年穂高広域施設組合規則第1号）第5条第1項に規定する使用手続は、令和7年9月1日からとする。
- 5 改正前の別表第3に規定する浴室回数券（11枚綴り）（以下「改正前の回数券」という。）は、令和6年12月29日をもって廃止とし、使用期限は令和7年2月28日までとする。
- 6 改正前の回数券であって、使用期限までに使用することが困難であるときは、令和7年3月31日までに申請した場合に限り、第16条第2号の規定に基づき、使用料を還付することができるものとする。
- 7 前項の規定により、使用料の還付申請があったときは、既納額を11で除したのち、未使用分を乗じて算定した金額を還付するものとする。ただし、算定した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

別表第1（第6条関係）

| 種別 | 料金 |
|-----------------------|-------------|
| し尿及び浄化槽汚泥 | 100当たり 4.4円 |
| 農業集落排水施設及び林業集落排水施設の汚泥 | 100当たり 22円 |

別表第2（第10条関係）

| 区分 | 料金 |
|-------------------|----------------|
| 第8条第2項に規定される一般廃棄物 | 10k g 当たり 220円 |

備考

- 1 搬入量が10k g 未満であっても、10k g として算定した額とする。
- 2 搬入量が10k g を超える場合であって、5k g 未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、5k g 以上10k g 未満の端数が生じたときは、10k g として算定した額とする。

別表第3（第14条関係）

| 区分 | | | | 備考 |
|-------------|--------|-------------------|--------|----------------------------|
| 浴室 | 1人1回券 | 高校生以上 | 550円 | |
| | | 中学生 | 550円 | |
| | | 小学生 | 250円 | |
| | | トレーニング室 定期券所有者 | 300円 | 使用期限内の定期券 所有者に限る |
| | 回数券 | 高校生以上 | 2,750円 | 6枚綴り 使用期限は購入日か ら4か月間 |
| | | 中学生 | 2,750円 | |
| | | 小学生 | 1,250円 | |
| トレーニング室 | 1人1回券 | 高校生以上 | 450円 | |
| | 回数券 | 高校生以上 | 2,250円 | 6枚綴り 使用期限は購入日か ら4か月間 |
| | 定期券 | 高校生以上 | 6,000円 | 使用期限は購入日か ら2か月間 |
| 浴室及びトレーニング室 | 1人1回券 | 高校生以上 | 800円 | |
| 体育館 | 1時間当たり | | 800円 | |
| 多目的室 | 1時間当たり | | 800円 | |

備考

- 1 1回とは1回の入場をいう。
- 2 施設を使用する場合は、職員等の指示に従わなければならない。
- 3 メンテナンス又はその他の理由により、施設が使用できない期間があっても、その期間については回数券及び定期券の使用期限からは除外しない。
- 4 体育館及び多目的室（以下「体育館等」という。）の使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。
- 5 体育館等の使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 6 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該単位ごとの10倍とする。